

○内閣府  
財務省 令第 号

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和三十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第二項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年四月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 麻生 太郎

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する

区分等を定める命令（平成十二年 総理府 令第四十二号）の一部を次のように改正する。  
大蔵省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改正後	
	第二区分 「略」	自己資本の充実の状況に係る区分	<p>（信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）</p> <p>（第六条第二項及び協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条において読み替えられた法第六条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>
第二区分 「略」	「略」	自己資本の充実の状況に係る区分	<p>（信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第一条 「同上」</p>
第二区分 「同上」	「同上」	自己資本の充実の状況に係る区分	<p>（信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第一条 「同上」</p>
第二区分 「同上」	「同上」	自己資本の充実の状況に係る区分	<p>（信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第一条 「同上」</p>
		改正前	
第二区分 「同上」	「同上」	自己資本の充実の状況に係る区分	<p>（信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第一条 「同上」</p>
第二区分 「同上」	「同上」	自己資本の充実の状況に係る区分	<p>（信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第一条 「同上」</p>

<p>2 銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="730 235 1396 392"> <p>比率 一パーセント以上二パーセント未満</p> </td> <td data-bbox="730 392 1396 1131"> <p>措置に係る命令 「一〇六 略」 七 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十三号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止 八 「略」</p> </td> </tr> </table>	<p>比率 一パーセント以上二パーセント未満</p>	<p>措置に係る命令 「一〇六 略」 七 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十三号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止 八 「略」</p>
<p>比率 一パーセント以上二パーセント未満</p>	<p>措置に係る命令 「一〇六 略」 七 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十三号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止 八 「略」</p>		
<p>2 「同上」</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="730 1131 1396 1478"> <p>「同上」</p> </td> <td data-bbox="730 1478 1396 2020"> <p>「一〇六 同上」 七 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十二号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止 八 「同上」</p> </td> </tr> </table>	<p>「同上」</p>	<p>「一〇六 同上」 七 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十二号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止 八 「同上」</p>
<p>「同上」</p>	<p>「一〇六 同上」 七 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十二号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止 八 「同上」</p>		

[3・4 略]	[略]	自己資本の充実の状況に係る区分	命令
		第二区分	
[3・4 略]	[略]	自己資本の充実の状況に係る区分	命令
		第二区分	
[3・4 同上]	[同上]	自己資本の充実の状況に係る区分	命令
		第二区分	

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。